

議案第109号

石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

固定資産の評価に係る審査の申出の手續等における書面への押印及び署名を不要とするため。

## 石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

石岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年石岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9条第5項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。